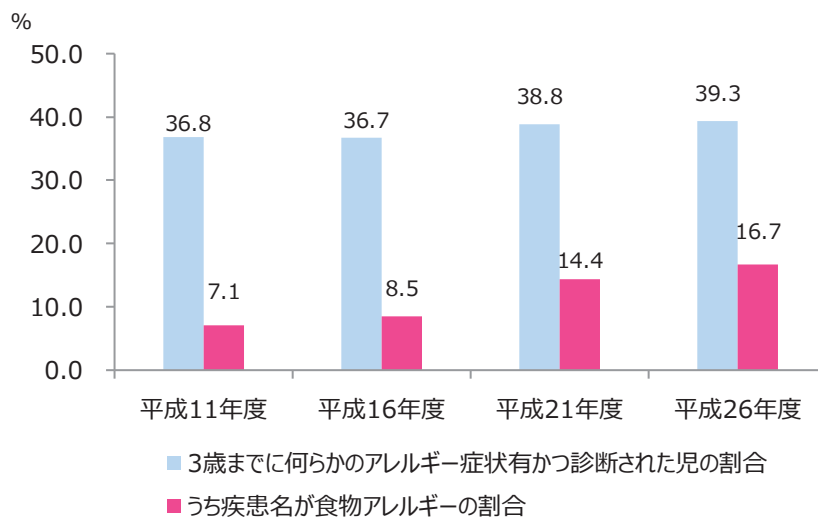


第3節 アレルギー疾患対策

■ 現 状

- アレルギー疾患は、気管支ぜん息やアトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎等、疾患の種類や病態が多様な慢性疾患であり、長期にわたって適切な治療と自己管理が必要です。
- 圏域内では、平成24年に誤食によるアナフィラキシー^{*1}ショックによると考えられる死亡事故が発生しました。その後、都では、平成25年7月に「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を作成し、緊急時、迅速に対応するための手順を示しました。このマニュアルは、平成29年度に「子供を預かる施設における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」として改訂されました。
- 都では、平成11年度から5年おきに「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査」を実施しています。平成26年度の調査結果では、3歳までに何らかのアレルギー疾患にり患していると診断された子供は約4割で、食物アレルギーは調査開始から一貫して増加しています（図1）。



【図1】アレルギー疾患に関する3歳児全都調査結果の推移
(東京都福祉保健局 5年ごとに実施)

- 都内における花粉症の有病率は上昇傾向にあります。平成28年度の調査では、都民の48.8%が花粉症であると推計され、調査方法の変更により単純に比較はできませんが、10年前の推定有病率の28.2%から大幅に増加しています。花粉症に関して、都は代表的な原因植物の飛散花粉数を計測し、ホームページで公表するとともに、花粉飛散予測の基礎データとして提供しています。
- 平成27年12月に「アレルギー疾患対策基本法」が施行され、国はアレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、平成29年3月に「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」を策定しました。
- 都は、アレルギー疾患対策基本法に基づき、これまでの取組や課題を整理し、アレルギー疾患

^{*1} アナフィラキシー：全身にわたって起きるアレルギー反応で、意識がもうろうとしたり、血圧が低下したりするなど（アナフィラキシーショック）、重篤な状態に陥ることがある。

対策を総合的に推進するため、平成30年3月に「東京都アレルギー疾患対策推進計画」を策定しました。施策の方向性として、①適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進、②患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備、③生活の質の維持・向上を支援する環境づくりの3つの「施策の柱」として整理しました。

- 上記①の取組として、ポータルサイト「東京都アレルギー情報n a v i.^{*2}」を平成29年4月に開設し、アレルギーに関する情報を提供しています。
- 保健所では、療育支援や教育等で対象児に関わっている関係者向けに、食物アレルギーをテーマにした講演会を実施しています。



都アレルギー疾患対策推進計画

■ 課題

- 1 アレルギー疾患に関する正しい情報を選択できるよう、情報提供のあり方を考えるとともに、医療及び相談体制等を整備する必要があります。
- 2 食物アレルギー予防対策を充実させるとともに、アナフィラキシーなどが発生した時の対応力向上が必要です。
- 3 適切な自己管理のための情報提供や、生活環境を改善しリスクを低減させることが必要です。

■ 今後の取組

1 アレルギー疾患に関する正しい情報提供と多様な相談への対応

<保健所>

- 市及び保育園・学校等の関係者に対し、適切な情報提供や講演会・研修会等を行い、普及啓発に努めます。
- 東京都アレルギー情報n a v i.等を活用し、最新の情報を住民等へ提供します。
- 健康安全研究センターと連携し、適切な情報提供や講演会を実施します。

<市>

- 乳幼児健診等を通じて相談・情報提供に努めます。また、講演会等を通して、住民等への普及啓発に努めます。

<医療機関>

- 各医療機関は、患者の状態に合わせた適切な医療を提供します。

^{*2} 東京都アレルギー情報n a v i. : アレルギー疾患に関する基礎知識、自己管理や生活環境の改善方法等の情報を総合的に掲載する東京都のポータルサイト。 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/allergy/index.html>

2 食物アレルギー予防対策の充実、発生時対応力の向上

<保健所>

- 市及び保育園・学校等の関係者に対し、食物アレルギーに関する情報提供を行い、普及啓発に努めます。
- 食品衛生講習会等を通して食物アレルギー物質の適正表示を指導し、食品関係事業者の意識の向上を図ります。また食品衛生監視指導計画に基づき、アレルギー物質の適正な表示と製造時の混入防止について監視します。

<市、関係機関>

- 食品関係事業者は、アレルギー物質の表示を行うとともに、食物アレルギー患者が安心して利用できるよう、対面販売食品についてアレルギー物質の情報提供等に取り組みます。また、市及び食品衛生協会は、保健所と協力して、関係者の食物アレルギーの取組を支援します。
- 給食施設での食物アレルギー対策を推進します。
- マニュアル等を活用し、緊急時における対応力の向上を図ります。

3 花粉症対策の推進、生活環境が及ぼす影響に関する知識の普及

<保健所>

- 花粉の飛散状況を継続的に観測し、情報提供します。また、「花粉症一口メモ」を積極的に配布するなどして、花粉症の予防・治療に関する普及啓発を充実させます。
- 平成28年度に改定した「健康・快適居住環境の指針」を活用し、アレルゲンや増悪因子の除去・軽減対策など、室内環境対策に関する相談・情報提供に努めます。

■ 評価指標

指標	現状	目標
アレルギー疾患等に関する 情報提供および普及啓発	(保健所) ・アレルギー教室開催 1回80人 (市) ・ホームページ広報：2市 ・講習会2市 ・リーフレット配布：3市 ・相談：医師相談3市、 医師以外との相談：2市 ・職員研修：2市 (平成29年度)	充実する

参考

- 1 食物アレルギー緊急時対応マニュアル（東京都福祉保健局）

- 2 子供を預かる施設における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック（平成30年3月改訂）東京都福祉保健局
- 3 アレルギー疾患に関する3歳児全都調査（平成27年1月）
- 4 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月）
- 5 東京都アレルギー疾患対策推進計画（平成30年3月）東京都福祉保健局

コラム

食物アレルギー講習会の取組

多摩府中保健所では、平成24年度よりアドレナリン自己注射製剤である、エピペン[®]の実習を取り入れた食物アレルギー講演会を開催しています。エピペン[®]は、医師の治療を受けるまでの間、アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤です。

都が平成26年度に保育施設等を対象に実施したアレルギー疾患に関する施設調査では、食物アレルギーやぜん息を持つ子供が在籍している施設の割合は約8割と高い結果でした。一方で、講演会を受講された方へのアンケート調査では、「エピペン[®]の使用方法を知らない」というご意見もいただいております。まだまだ啓発の重要性を感じています。

保健所は今後も講演会等を通じて、食物アレルギーへの適切な対応をお知らせしていきます。



講習会の様子